

# 薬剤師資格証に関するよくある質問

2024年2月1日現在

## 目次

	ページ
[申請に必要な書類等に関して] .....	1
[申請書の作成等に関して].....	2
[申請書類の入力方法に関して] .....	4
[申請書類の送付に関して].....	5
[費用等に関して] .....	5
[受け取り等に関して].....	6
[認証局に関して] .....	6
[薬剤師資格証に関して] .....	6
[HPKI セカンド電子証明書について].....	8

## [申請に必要な書類等に関して]

- Q. マイナンバーカードは、裏面の複写も必要ですか？  
A. 裏面の複写は不要です。もし、複写してしまった場合は、マイナンバー部分を黒マジック等で塗りつぶしてください。
- Q. 住民票の写しに記載する最低限の情報を教えてください。  
A. 薬剤師資格証に現姓（本名）のみを記載する場合であれば、氏名、住所、性別、生年月日の4項目となります。他の項目（世帯主、続柄、本籍地等）の記載があっても構いませんが、マイナンバーは含めないでください。仮にマイナンバーが含まれていた場合には、黒マジック等で塗りつぶしてください。
- Q. コンビニで発行した「住民票の写し」でも構いませんか？  
A. 申請に必要な事項が記載されていれば差し支えありません。
- Q. 旧姓を併記したいのですが、戸籍謄（抄）本が必須ですか？  
A. (1) 薬剤師資格証に併記したい旧姓  
(2-1) 旧姓が併記されているお手元の「薬剤師免許証」、「マイナンバーカード」、「運転免許証」等（旧姓を併記する際に公的書類での証明が必要だった書類）の旧姓  
(2-2) 「旧姓が記載された住民票」の旧姓  
のうち、(1)と(2-1)、または、(1)と(2-2)が同一であれば、多くの場合、戸籍謄（抄）本は必要ありません。書類の組合せが多々ありますので、ご心配でしたら、認

証局まで[お問い合わせ](#)ください。

Q. 薬剤師免許証は原寸大の複写ですか？

A. できれば、原寸大の複写をお願いいたしますが、A4版程度への縮小でも差し支えありません。

Q. 薬剤師名簿登録年月日が見当たりません。(薬剤師免許証の裏書があります。)

A. 過去一時期において発行された薬剤師免許証には、

- ・薬剤師名簿登録番号
- ・その薬剤師免許証の発行日

が記載され、姓の変更に伴う再発行が行われた場合、**裏面**に

- ・薬剤師名簿登録年月日
- が書かれている場合があります。

裏面に薬剤師名簿登録年月日が記載されている場合、必ず裏面の複写もご提出ください。

Q. 指定された本人確認書類を持っていません。

A. 申請に必要な本人確認書類が無い場合には、申請そのものが出来ません。現実的には、マイナンバーカードの取得が早いと考えます。

Q. 在留カードまたは特別永住者証明書を本人確認書類として利用可能ですか？

A. 利用可能です。この場合、申請書データ入力時の申請書類の選択項目では「マイナンバーカード」にチェックを入れてください。

Q. 5回目の誕生日まで有効ということは、最短4年と1日の場合もありますか？

A. ご認識の通りです。例えば、誕生日が11月1日の方への発行が10月31日の場合、初回の誕生日が翌日ということになります。

Q. 同封する顔写真はどのようなものでもよいですか？

A. 45mm×35mm のパスポート用写真に準拠している必要があります。詳細な規格は[外務省のパスポート写真の規格](#)を参照してください

## [申請書の作成等に関して]

Q. 申請書に間違いがありました。

A. 郵送前でしたら、お手数ですが、申請書の再作成をお願い致します。

申請書の作成は、再作成が可能です。同じメールアドレスでも差し支えありません。その結果、毎回、web 申請 ID が異なる申請書が作成されます。正しい申請書でご申請ください。

申請書とデータの突合は WEB 申請 ID で行っています。間違っただ方の WEB 申請 ID のデータは、利用せず、一定期間で削除します。

郵送後の場合には、認証局まで[お問い合わせ](#)ください。

Q. スマホでも申請書を作成できますか？

- A. 「WEB 申請書作成支援サービス」はパソコンでの利用を前提に作成しています。画面の乱れ等が発生するものの、現時点ではスマホでも作成可能と認識していますが、今後の動作保証はできません。できるだけ、パソコンを利用し申請書を作成いただけますよう、お願いいたします。
- Q. 申請時のメールアドレスは個人（個別）のメールアドレスにすべきですか？
- A. 薬剤師資格証は個人への発行ですので、個人（個別）のメールアドレスを推奨します。費用の支払い案内や資格証の受取案内の連絡先が、そのメールアドレスになります。また、5年後の更新の案内も、そのメールアドレスになると想定しています。
- Q. 申請時のメールアドレスは法人（会社・薬局）のメールアドレスで構いませんか？
- A. 薬剤師資格証は個人への発行ですので、転職等、状況の変化を考えれば、個人のメールアドレスを推奨します。費用の支払い案内や資格証の受取案内の連絡先が、そのメールアドレスになります。また、5年後の更新の案内も、そのメールアドレスになると想定しています。
- Q. 申請時から受け取りまでの間で、メールアドレスを変更できますか？
- A. 成りすましを防ぐため、申請から薬剤師資格証が発行されるまでの間に、申請時のメールアドレスを変更することはできません。申し訳ありませんが、薬剤師資格証を受け取るまでは、現在のメールアドレスをご利用頂けますよう、お願い致します。
- Q. 申請のためのメールを受け取ってから30分以上過ぎてしまいました。再度行っても構いませんか？
- A. もう一度メールアドレスの登録を行ってください。同じメールアドレスでの登録も可能です。
- Q. 旧姓または通称の使用を希望しますが現姓（本名）の記載は必須ですか？
- A. 現姓（本名）の記載は必須です。旧姓・旧名、通名の併記は可能です。
- Q. 申請画面に表示される文字が適切ではありません。
- A. ブラウザによる自動翻訳が掛かってしまっている状態によるものと拝察されます。ブラウザが漢字を中国語と認識し、無理やり日本語に直している状態です。（「薬剤師協会」→「魔術師協会」等）  
ご利用のブラウザによって修正方法は異なりますが、多くのブラウザのURL 欄の右側にある「a あ」や「G/R」等の翻訳マークを選択し、「元の表示」や「このページは翻訳しない」を選択していただきますと元の状態に戻ると思われます。
- Q. 異動・転職等の理由で勤務先が変更されましたが変更手続きは必要ですか？
- A. 薬剤師資格証は薬剤師本人に紐付く資格のため、勤務先の変更等があっても特に手続きは不要です。ただ、連絡先に登録した住所、電話番号等が勤務先の場合、今後のご案内が届かなくなる可能性がありますので、この場合、認証局まで[お問い合わせ](#)ください。

## [申請書類の入力方法に関して]

Q. 氏名の漢字が入力できません。

A. 旧字（異体字）は電子認証システムで利用できないため、適宜、対応する文字に変更して頂く必要があります。なお、対応する文字が無い場合等は、その部分がカタカナ表記になります。この点については、利用規約第4条 9項に記載しており、この規約に同意して発行申請する形となっています。

Q. 郵便番号がエラーになります。

A. 郵便番号は「半角」で「ハイフンが必要」です。一度、ご確認ください。

例：111-1111

なお、住所は地番も含め全て全角文字での入力になります。

Q. 電話番号がエラーになります。

A. 可能性としては

- ・全角と半角が混じっている。

- ・ハイフンの代わりに、半角カタカナの「ー」（長音記号）を使っているが考えられます。

Q. 住所の一部が入力できません。

A. 薬剤師資格証の発行に係る機器（パソコン、プリンタ等々）で間違いなく（文字化けせずに）印刷できるよう、一部使えない文字（入力制限文字）が存在しており、それに該当している可能性があります。

建物名等であれば、合理的に省略いただくことも可能です。

例：○丁目○番○号 @@@@マンション101

→○丁目○番○号ー101

ご心配でしたら、認証局まで[お問い合わせ](#)ください。

Q. 申請書は二重線で消して押印して修正しても良いですか？

A. 郵送前で修正が必要な場合は、正しい申請書を再作成ください。申請書の作成は、（むやみに試されても困りますが）何回でも可能です。その結果、毎回、web 申請 ID が異なる申請書が作成されます。正しい申請書でご申請ください。

Q. 申請書の「併記される氏名欄」は手書きですか？

A. 薬剤師資格証に現姓（本名）のみを記載する場合、本欄は黒くなっていると思います。欄が黒い場合は、空欄のままになり、手書きで現姓（本名）を記入する必要もありません。

Q. 申請書に間違いがありました。再作成しても大丈夫ですか？

A. 申請書の作成は、（むやみに試されても困りますが）何回でも可能です。同じメールアドレスでも差し支えありません。その結果、毎回、web 申請 ID が異なる申請書が作成されます。正しい申請書でご申請ください。

申請書とデータの突合は WEB 申請 ID で行っています。間違っただ方の WEB 申請 ID のデータは、利用せず、一定期間で削除します。



ません。

Q. 支払期限はありますか？

A. 支払期限は1ヶ月程度としています。支払いが無い場合、薬剤師資格証は発行されません。

Q. 会社でまとめて費用を払うことはできますか？

A. 法人等での一括請求・一括支払いには対応しておりません。

Q. 支払い時に異体字の氏名漢字が、「？」と表示されますが大丈夫ですか？

A. お支払いの際に入力する情報は、あくまで支払いにのみ使用されますので、申請と異なってもお支払いとして処理されますので問題ございません。

### [受け取り等に関して]

Q. 薬剤師資格証を代理人が受け取ることは可能ですか？

A. 薬剤師資格証は、本人が本人確認書類（マイナンバーカード等）を持参のうえ、対面で受け取る必要があります。代理人が受領することはできません。

### [認証局に関して]

Q. 日本薬剤師会認証局は、国の承認を受けていますか？

A. 日本薬剤師会認証局は、厚生労働省の準拠性審査（正しく電子証明書を発行できることの確認）を経て、2016年4月5日付で厚生労働省より設置承認を受けました。これにより、厚生労働省 HPKI ルート認証局に信頼される認証局として、薬剤師の電子証明書の発行が可能となっています。

Q. 薬剤師資格証（HPKI カード）は、日本薬剤師会認証局でしか取得できないのですか？

A. 現在、薬剤師の HPKI 電子証明書を発行できる認証局は本会の他に、一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）があります。MEDIS では、薬剤師以外にも各種保健医療福祉分野の国家資格（医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師等々）の HPKI カードを発行しています。なお、券面は本会では「薬剤師資格証」、MEDIS では「MEDIS-HPKI 資格証」となっています。

### [薬剤師資格証に関して]

Q. 薬剤師資格証を取得後に姓名の変更がありました。手続きは必要ですか？

A. 薬剤師資格証は現姓の表記が必須になっており、姓名の変更があった場合は再発行となります。この際、申し訳ございませんが、新規作成と同じ手続きと費用が掛かってしまいます。（電子署名の仕組み上、単純に姓名のみの変更といった対応が取れず、新しい姓名で HPKI カードとセカンド電子証明書を一から作成する必要があるため、こ

のような形になっております。)

再発行の場合は、「WEB 申請書作成支援サービス」の「1.申請前の準備」から「継続・再発行申請」を選択して、申請区分の確認を行っていただいた後、「2.申請書の作成」からメールアドレスを登録いただき、先ほど確認した区分から申請書作成してください。また、重ねて申し訳ございませんが、通常の申請と同様の手順を踏みますので、同じくらいのお時間がかかります。

新姓での HPKI カードの発行が完了するまでは、旧姓の HPKI カードとセカンド電子証明書がご利用になれます。また、新姓での再発行が完了して HPKI カードがお手元に届きましたら、お手数ですが、ご事情を書いた紙（姓名の変更があり、HPKI カードを再発行したため、古い HPKI カードを送付した 等）とともに古い HPKI カードは以下の住所まで送付してください。

〒160-8389

東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 7 階

日本薬剤師会認証局 登録事務局

- Q. 薬剤師資格証（HPKI カード）の位置づけはどのようになるのでしょうか？
- A. 現在、「券面」としての薬剤師資格証は、民間団体たる本会が発行した「証」であり、公的な身分証明書にはなれませんが、就職時や大規模災害時における薬剤師業務等において、薬剤師免許証と同等の証明能力を有するものとして扱っていただけるよう、関係諸機関にお願いしています。一方、HPKI 電子証明書は、電子署名・電子認証とも、国の基準に基づき発行していますので、電子の世界で薬剤師という資格を証明する公的なものとして利用可能です。
- Q. 薬剤師資格証の所有権はどこに帰属するのですか？
- A. 薬剤師資格証は本会から貸与した形となります。死亡等を含む利用停止の場合は、原則、薬剤師資格証の返納を求めます。
- Q. 未返却の薬剤師資格証が悪用されることはありませんか？
- A. 薬剤師資格証の管理については、利用者本人（死亡した場合は、その法定相続人等）に「善良な管理者の注意義務」を実行していただく必要があります。
- Q. 薬局の認証とはどう違うのですか？
- A. 薬剤師資格証は薬剤師個人の認証、薬局の認証は薬局という組織の認証になります。現在、医療機関も含めて組織認証については解決すべき課題等があるため、関係省庁・団体等とも連携しながら検討しています。
- Q. 一度発行されたカードは、永遠に使用可能ですか？
- A. カードの有効期限は 5 回目の誕生日となっており、期限が近くなったらカードの更新手続きが必要となります。更新期間が近くなりましたら利用者の皆様へご案内（電子メールを想定）をお送りいたしますので、ご案内に記載された手順に従い更新手続きを行ってください。
- Q. 暗証番号（PIN 番号）がわからなくなりました。

A. 認証局まで[お問い合わせ](#)ください。

Q. 暗証番号（PIN 番号）を変更したいです。

A. HPKI カードドライバがインストールされた端末で下記の手順で変更が可能です。

スタート（Windows マーク）→HPKICardTools を選択→HPKI カードをカードリーダーにセットして PIN 変更ツールを選択

PIN 入力画面が表示されるので、現在の PIN、新しい PIN、確認でもう一度新しい PIN を入力し、HPKI カードがカードリーダーにセットされている状態で「OK」を押してください。その後、「PIN（パスワード）を変更しました。」のメッセージが表示されたら PIN 変更が完了です。

Q. 連絡先に登録していた住所、電話番号等に変更がありました。

A. 認証局まで[お問い合わせ](#)ください。

## [HPKI セカンド電子証明書について]

Q. セカンド電子証明書とはなんですか？

A. 生体認証機能付きスマートフォン等を登録することでアクセス可能な 2 番目の電子証明書になります。詳細は「[HPKI セカンド電子証明書について](#)」および「[「初期登録用 QR」利用マニュアル](#)」をご確認ください。

Q. セカンド電子証明書の登録は必須ですか？

A. セカンド電子証明書の登録は必須ではありません。

Q. 初期登録用の QR コードから登録しようとするエラーになります。

A. セカンド電子証明書の登録しようとした際にエラーとなる原因は下記が原因の場合が多いです。下記を試してもうまくいかない場合は、認証局まで[お問い合わせ](#)ください。

### 【生体認証が未設定の場合】

端末に生体認証の設定がされていますでしょうか。端末に機能として備わっていても、設定でオンにしていない場合はご利用になれません。端末に生体認証情報が設定されていない場合は、操作前に設定をお願いいたします。設定方法がご不明な場合は設定が機種ごとで異なるため、それぞれのスマートフォンのメーカー等にご確認頂ければと存じます。

### 【ブラウザが対応していない場合】

セカンドキー認証の対応ブラウザは、iOS の場合は safari、Android の場合は chrome となっています。これ以外のブラウザアプリ（yahoo ブラウザ、楽天ブラウザ等）では、動作がうまくいかないケースがあるようです。もし、対応ブラウザ以外をご利用の場合は、お手数ですが対応ブラウザでご確認いただければ幸いです。

Q. 登録が上手くいきませんでした。（初期登録用の QR コードが期限切れになってしまった。パスワードを何度も間違えてロックが掛かってしまった 等）

- A. セカンド電子証明書の初期登録が失敗してしまった場合には、HPKI カードを利用してセカンド電子証明書とスマホを紐付けることが可能です。詳細は「[登録方法 2]HPKI カード認証で QR コードを生成する」をご確認いただければ幸いです。  
(<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/pqc.html#S50>)